主 文 本件各控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は、東京高等検察庁検事土田義一郎提出の水戸区検察庁検察官事務取扱検察官検事藤井嘉雄作成の控訴趣意書記載のとおりであり、これに対する答弁は、弁護人岡部勇二作成の答弁書(二通)記載のとおりであるから、これ等を引用し、右控訴趣意に対し当裁判所は次のとおり判断する。

用し、右控訴趣意に対し当裁判所は次のとおり判断する。 所論は、要するに、原判決は、水産資源保護法(以下法という)第二五条及び茨城県内水面漁業調整規則(以下規則という)第二七条にいう採捕とは、とらえること乃至は容易にとらえ得る状態におくことであり、被告人等の本件各行為は右採捕にあたらないとして、被告人等に対し無罪の言渡をしたが、右採捕とは、採捕の方法を行うこと(採捕行為)を以て足りるものと解すべきであり、原判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな法令適用の誤りがある、というのである。

よつて、按ずるに、採捕という語句が、日常用語的には、とらえることを意味す るものであることは明らかであるが、所論は、これを右日常用語的意味での行為の未遂の段階にあたる所論の採捕行為にまで拡張して解釈すべきであるというのであ る。ところで、刑罰法規の解釈は、その規範的意味を確定することであり、 め形式的文理的解釈にとまらず、目的論的解釈を施し、時としては、法規に用いら れている語句をその日常用語的意味より拡張して解釈する必要があることは勿論で あるが、罪刑法定主義の要請を考慮すれば、拡張解釈は、当該法条の法益保護の目 的や法規相互の関係に照らし必要にして相当な範囲にとどめるべきであり、行政刑 罰法規の解釈においても、法規の特殊な性格に鑑み目的論的解釈方法が用いられる 範囲が広いことは否めないにしても、右の原則は適用さるべきものであり、徒らに 行政上の取締目的を理由に拡張解釈を用いることは許されない。而して、刑法にお いては、犯罪定型としての既遂と未遂は明確に区別され、各本条に定めのない限り 未遂を罰することはできないのであり、各本条の構成要件としての行為を示す語句 を、その日常用語的意味での行為の未遂段階にあたる行為にまで拡張解釈すること は皆無であるが、既遂、未遂の区別は、刑法犯と行政犯との区別に拘らず共通に用 いらるべき概念であり、且法及び規則には未遂罪に関する刑法総則規定の適用排除の特別規定はないのであるから、目的論的解釈により特に法第二五条及び規則第二七条について未遂罪についての刑法総則規定の適用を排除する趣旨が明確に認めら れるのでない限り、刑法上の右の原則は、右二法条についても妥当するものと考え られるのであり、右のような刑罰法規の語句の定型的な解釈方法があるという特殊 性に着目すると、右解釈方法を逸脱してまで目的論的解釈により採捕の意味を所論 のように拡張解釈しうるためには、一般の場合より高度の必要性と相当性が要求さ れるものといわざるを得ない。(尚所論のように採捕行為を明確に可罰とするためには、単にその旨の一条を設けるを以て足りるのであり、所論のような行政刑罰法 規の目的論的解釈を必要ならしめる行政法規の目的の特殊性或はこれに用いる語句 の技術的性格は、本件拡張解釈の当否の判断に直接かかわりはないものと思われ る。)

以上を総合すると、法第二五条及び規則第二七条にいう採捕につき所論のように解釈することは、合理的根〈要旨〉拠なく刑罰法規の語句の定型的解釈方法を逸脱する不当な拡張解釈であるというべく、右採捕とは、原判示と〈/要旨〉同じく、とらえること乃至は未だ現実にとらえていなくても、容易にとらえ得るような、換言すれば、自己の実力支配内に入れたと認められるような状態に置くことを意味するものと解するのを相当と認める。その他所論(判例理論についての主張を含め)に鑑み検討しても、原判決に所論のような法令適用の誤りがあるとは認められない。論旨は理由がない。

よつて、本件各控訴は理由がないから、刑事訴訟法第三九六条によりこれ等をいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

(裁判長判事 脇田忠 判事 高橋幹男 判事 環直弥)